風しんの抗体検査および風しんの第5期定期接種が始まる



大阪府医師会理事 宮川 松剛

本稿は、3月20日時点のものである旨、ご理解 をお願いいたします。

平成31年4月1日より「風しんの追加的対策」として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、風しんの抗体検査および風しんの第5期定期接種が開始されます。この新たな事業は、平成30年12月に内閣府より突然発表されました。実行まで4カ月を切っており、現場を預かる行政も医療機関も大混乱です。

この制度は「予防接種で防げる疾患は防ぐ」という理念の下、3年間の時限ではありますが、まずは風しん抗体価が最も低い世代に対応するために評価したい施策だと思います。更に、今回は全国の市町村でクーポン券が発行されます。本人および本人の住所地が確認できれば、実施を受託している医療機関で抗体検査を受けることができます。基準抗体価以下の場合には、MRワクチンの接種もすべて原則無料で受けられます。これまでにない新しい制度です。

しかし、実施に際して越えるべき課題があります。まずは全国の医療機関と全国の市町村が集合契約を結ばなければなりません。このようなシステムはこれまで存在していませんでしたが、日本医師会が全国医療機関の代表として全国知事会と集合契約を結び、かつ、必要書類の確認や請求等業務を国保連合会が担う――こうしたスキームでこれを成し遂げようとしています。画期的なシステムですが、準備期間の短さから、大都市では該

当住民のクーポン券の配布どころか印刷も到底間 に合いません。このため、大都市では住民サービ スの観点から何としても4月1日に間に合わせよ うと、地域限定での実施に踏み切ろうとしていま す。この「ローカルルール」ともいうべき制度で は、地域住民に対する責務はおおよそ果たせたと しても、国が進める「全国何処でも実施できる」 との形にはなりません。該当住民がお住まいの市 町村で抗体検査等を受ける場合は差し支えありま せんが、別の地域から来られる場合などは、地域 限定の輪の中に入ることができないからです。解 決策としては、完全ではありませんが、国が行う 「集合契約」と地域限定の「ローカルルール」の 2つを当初は同時に進めるしかありません。実 際、地区医師会の担当役員はこの状況を解決しよ うと奮闘されています。混乱はあるでしょうが、 国民・地域住民のため、風しんの追加的対策が実 行されていくことを信じています。

今回は積極的な予防接種対策が講じられましたが、ここ数年の国の動きを見ますと、MRワクチンやインフルエンザワクチンの不足などが顕在化し、国民や医療機関は毎年のように振り回され続けています。風しんの追加的対策にとどまらず、「予防接種行政」「感染症対策」について、「国民の安心・安全」という視点からどのように進めるべきなのか、腰を据えた更なる対策を国には期待したいと考えます。